

令和10年1月利用分から（予定）



公共施設の使用料が変わります

コロナ禍以降のライフスタイルの変化や、物価高騰などの社会状況を踏まえ、「公共施設使用料設定にあたっての基本方針」を令和7年8月に改訂しました。改訂方針や使用料の算定方法の詳細内容は、二次元コードから市公式ホームページをご確認ください。



見直し対象施設

▼値下げ ▲値上げ ■値下げ値上げ両方あり（会議室、ホール等の利用区分により異なる）

【コミュニティ施設】



- ▼ コミュニティセンター
- ▲ コミュニティ会館
- ▲ 地区市民ホール

【福祉施設】



- ▼ 総合福祉センター

【市民活動・生涯学習施設等】



- ▲ TAMA女性センター
- ▲ 市民活動・交流センター（教室部分）
- ▲ 八ヶ岳少年自然の家
- ▲ みどりの家
- ▲ 農家風休憩施設
- ▲ 学校開放
- ▲ 消費生活センター
- ▼ 資源化センター

【文化財施設】



- ▲ 旧多摩聖蹟記念館
- ▲ 古民家（旧加藤家）

【スポーツ施設】



- 総合体育館
- 武道館
- 陸上競技場
- ▲ 温水プール
- ▼ 野球場
- 球技場
- ▲ テニスコート
- ▲ キャンプ練習場

【図書館（活動室）】



- ▼ 中央図書館
- ▲ 関戸図書館

【公民館】



- ▼ ホール
- ▲ ホール以外

※見直し対象施設は今後変更する場合がございます。



今後の予定

令和8年9月



議会に条例改正案を提案



令和9年7月



新料金で予約受付開始

（予約開始時期は施設により異なる）



令和10年1月



新料金の適用開始